

○ 財務省、厚生労働省、  
国土交通省、経済産業省、告示第 号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成十年農林水産省、厚生省、通商産業省、告示第一号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十年 月 日

	財務大臣	○	○	○
	厚生労働大臣	○	○	○
	農林水産大臣	○	○	○
	経済産業大臣	○	○	○
国土交通大臣	○	○	○	○
	○	○	○	○

（備考）の3の二のただし書き中「至るとする」を「至るとする」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条・備考関係）

業種の区分

業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積の割合	百分の割合	百分の三十五	百分の三十五	百分の三十	第一種 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コー クス製造業並びにボイラ・原動機製造業
第二種 製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立 材料製造業（纖維板製造業を除く。）及び非鉄金属铸物製造業						第二種 製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立 材料製造業（纖維板製造業を除く。）及び非鉄金属铸物製造業
第三種 一般製材業及び伸鉄業						第三種 一般製材業及び伸鉄業
第四種 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほう ろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機 械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び纖維機械製造業	百分の四十					第四種 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほう ろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機 械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び纖維機械製造業
第五種 钢管製造業及び電気供給業	百分の四十五					第五種 钢管製造業及び電気供給業
第六種 でんぶん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及 び電気供給業	百分の五十五					第六種 でんぶん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及 び電気供給業

び冷凍機・温湿調整装置製造業

第七種 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び百分の六十

高炉による製鉄業

第八種 その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業

別表第二を次のように改める。

別表第二（備考関係）

業種の区分

既存生産施設用  
敷地計算係数

一 他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業

二 化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動物油脂

一・二

製造業、でんぶん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材  
料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩  
製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性

百分の六十五

樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コーエクス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附隨車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業

三

有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コードス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械

器具製造業（動力伝導装置製造業、消防器具・消防装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、

発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業

四  
業

一・五

一・四